新編武藏風土記稿卷之六十九

橘樹郡之十二 神奈川領

在す、 て陸 ちの名あるなるべし、古老の傳へに、當村は昔しばしば戦争ありし頃、 榛谷庄とも、 【和名抄】の鄕名に久良岐郡の下にかけたれば、昔はこゝも彼郡中に屬紫泉の東京の鄕をある。 れる地なり、 西は佛向村に境ひ、北は芝生和田の二村に隣り帷子川を界とす、 分ちしも正保年中より前の事なりとのみいふ、家數四十二軒村内に散かり こせしとぞ、 せしにや、其、詳、なる事は隣郡都筑郡上星川村の條に出せり、 ◎下星川村 往還あり、 八丁二十間南北十丁二十間餘、すべての南の方は小山かさなりて地勢高(ནར་།০里) 人家もそれが爲にうせて荒野となりしを、 の御厨と云唱あれば、 へる者、其餘十七人わづかに家を作りて移り住し、 北の方は川にそひて地低し、水田多く陸田少し、土性は黑砂土にし 田は野土に砂交れり、 東は芝生村に隣り帷子川を界とす、南は神戸保土谷の二村に接し、東は芝生村に隣り帷子川を界とす、南は神戸保土谷の二村に接し、 相州へゆく間道なれば土人相州道と呼ぶ、道幅は二間餘なり、 或は御厨庄とも云、前にも出せし如く舊くより已に榛谷 今村民に彼等が子孫七八人も存せりといふ、村の上下に 下星川村は、 江戸日本橋より行程八里なり、抑星川の地は古名にて、 それを分ちて庄名とせしゆへかくの如くまちま 村の坤の方佛向村及び神戸町の境に一條の 郡の南の方にて保土谷宿よりは西北にあた いつの頃か秋山氏本郷氏と 夫より荒野をお 今此村は

【土人】(どじん)その土地に生まれ住みつい黒い土。但し、水稲栽培には不向き。『広辞苑』沃(ひよく)で野菜などの作物栽培に適した【野土】(のづち)腐敗した植物質を含み、肥

けての道か?『編者』 【相州道】現在の花見台交番付近から市沢町へかている人。土着の人。土地の人。『広辞苑』

寛政四年より大貫次衞門光豐が御預所となれり、 世々支配せしが、後に田中休愚右衞門喜古かはれり、 半左衞門が支配所となり、 や今知るべからず、 夏成共外に三十二貫文向星川とあり、紫雪の 【小田原家人所領役帳】に六鄕殿知行三十四貫九百四十文、 でいきじゅ きょう によれは荒廢となりし後の事なるべし、 御打入の後は御料所にて伊奈半十郎忠治が家にて党党のより 子孫右近將監忠郁に至るまで替らざりしが、 これ永禄の頃なり、 向星川と云は何れの所を云に 夫より再び伊奈 小机筋星川、 土人の話

小こ 名な

大久保 村の西にあり

桐ケ谷 是も村の西なり、

山崎臺

本丸谷 小峰 榎戸町 コチ田町

村の北の方にあり

以上の四ヶ所皆北の方なり、名 八曲 桂戸田 こう日田

大日前 村の東の方川に添し地なり、 土人の説に古大日堂

ありし故かく云とのみ傳へて、 其跡詳ならず

齋藤田 村の東なり

芝ヶ谷 村の南なり下ノ谷 此も同じ

池ノ 谷 此も村の南なりこの處に花清と云小名もあり

市ケ原 村の西なり

道林市原の南なり

榎戸 村の南なり

【夏成】(なつなり) 夏に納める生産物、貢租はない。『広辞苑』 換算して表示するもの。田地の広さは一定で換算して表示するもの。田地の広さは一定でいられた単位。租税として収取する米を銭にいられた単位。

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年夏に納める畑年貢。『広辞苑』をいう。中世では麦が多かった。江戸時代、をいう。中世では麦が多かった。江戸時代、

台地にかけて『編者』【山崎臺】現在の星川小学校付近から北西側の【山崎臺】現在の星川小学校付近から北西側の【伊奈半十郎】江戸時代初期の関東郡代。『編者』(一五九〇)(忠臣蔵は討ち入り)『編者』

町の一部。『編者』 『芝ヶ谷】保土ヶ谷スポーツセンター南側の斜

村の艮の方和田帷子の二村と當村との堺を流る、

惟子川 村内を經る事十 丁許にして東の方神戸町に入、 川幅上の方にて六間 西 の方佛向村より

下の方にては八間あり、(約一四m)

杉 山 社 社 〇用水堀 こと凡三十間ばかりにして上に社あり、 神戸及び當村と佛向三村の用水なり、 一尺六寸の立像なり、 流るゝこと十丁許にして南の神戸村に入る、 村の中央にあり、 村の中央にあり、水源は帷子川なり郡中坂本村の内より引分つ、 拝殿二間に三間、 社地は小山にして松杉の古木繁茂せり、 此堀は西の方佛向村の境より村内に入 前に鳥居をたつ、すべて巽に向へり、 二間四方許りなり、 堀の幅纔に一間許なり、 本地釋迦にして 山を登る

村内法性寺持、

法性寺 所の像を模せしものなり、影現七面と號す、 師の像を安す、 日在元和七年十月十三日寂せり、 〇稲荷社 村の中央にあり、 村の南の方神戸町の堺にあり、小祠なり、神戸町神明神主式部持、『帰郷 又七面の像あり、 日蓮宗甲州久遠寺末、 長三寸許、 客殿六間に八間、巽向なり、 これは甲斐國七面山に安置する 光榮山と號す、 本尊三寶祖 開山法性院

六鄉加賀守某屋敷 原所領役帳】に六鄕殿と記せしは、 屋敷ありし跡と云る證とすべきか、 と呼べり、 て廣さ二十四段餘の所なり、山の半腹に廢井二ヶ所あり、其一は徑二尺五寸(ホデトロのルサ) 淵に望て手を拍つときはひゞきあり、 一族式部大輔と云人なりと云、 其地は山上にして登ること二十丁半餘、 村の南にあり、この屋敷跡あるを以て地名をも加賀屋敷 されど加賀守が事跡は傳はらず、 然るに同書に據は當所もかの式部大輔の 荏原郡大森村の傳へによれば、 故に土人かんかん井戸と呼ぶ、 上に平地あり今畠となり 上杉管領 【小田

面にあった稲荷社か?『編者』 七面山】身延山久遠寺の奥院がある日蓮宗の 保土ヶ谷スポーツセ タ Ø

『広辞苑』

住宅地一帯。 (加賀屋敷) 桜が丘学園通り桜台小学校北側の 登り二十丁半は誤記か?

領せし地なる時は、 加賀守も亦式部大輔の一族などにてや有けん、 とかく今

よりは其實を知るべ ○山崎淺間寶寺跡 からず 字山崎臺にあり、 此寺は山

たるは、 永祿天正の頃の事なりとぞ、
**いろくてんしょう(「五五八~九二) ず、 枯骨を數多堀出せしかば、それを集めて埋め、 て今にありと云ふ、又近き頃享保年中この舊跡墓所の跡なりと云所を穿ちて、「江上六三三」「『宮山寺』」 て流れしを、 て建立せしなりと云、 もとより後人の附會してかゝる寺號を設しなるべし、 其地藏今に存せり、 昔この寺にて落人をかくし置る罪により、 近郷芝生村の百姓八右衞門と云しものとりあげ其村の鎭守とし 然るに彼寺は錢原寶寺とかきて淺間を祭りしには非常のない。 芝生村民八右衞門の事蹟彼村にては傳へず、 其破却せられしとき淺間の神體帷子川 其上に石の地藏の像を建立せ 城國山崎寺を此 たちまち廢せらる、 土人の口碑に傳へ

より 神戸、 村に 町 りしなるべし、 も半谷郷御厨庄に屬せり、 谷に至り、 ことにや考ふべからず、慶長六年の頃までは道中の馬繼藤澤より保土 州鎌倉郡 〇保土谷宿 、當國都筑郡今井村、 隣れり、 西側に軒を連ぬ、 上星川村と、 帷子の の境にあり、 夫より神奈川にて繼、 西は相州鎌倉郡平戸村にさかひ、 四ケ町をあはせて保土谷宿と呼べり、 保土谷宿は、 江戸日本橋より行程八里に及べり、 當郡羽澤村等列れり、 四方の疆界は南の方久良岐郡にして戸部太田の二 今この宿に屬する所その地廣し、 及び郡中佛向村下星川和田等の三村、 半谷は榛谷と同じ唱 東海道五十三驛の一にて、 其後戸塚川崎馬次となりしと云、 北より東は三枚橋村及び片倉 西より北 へなれば通 それも何の頃よりの 家數四百五十三軒、 郡の西南の方相 へは同郡品野村 保土谷、 してか 岩間、 ے د くな

年(一八七一)和田の眞福寺に移設。現在「満【石の地蔵】その後星川小学校建設時、明治四こじつけること。『広辞苑』

また、その場所。駅。『広辞苑』 【馬繼】(うまつぎ)駅馬を乗り継ぐこと。 願地蔵」として同寺参道入口にあり。『編者』

」 齢 動 まり

【人夫】(にんぶ)公役に徴用された人民。

たんぼ道。

この 又相 より遠望する所の大界なり、 東の方久良岐郡戸部村の山々も見ゆ、 山々近き所にては一里ばかり、 州境 つらなり、 の方より南の方を望めば、 同郡引越村の方より相州鎌倉郡永谷村の山につゞけり、 遠き所にては四里に餘れり、 久良岐郡の中圓海山をはじめとして 十五丁ばかりをへたてし所なり、 是宿中

より武相の 慶安年中此所へ引移せしと云ふ、 間なり、 に載たるは今唱る所の便宜にしたがへり、 土谷宿にのせたる如く、 は元みな保土谷の小名なり、 ◎保土谷町 今專ら保土谷と呼ぶ所は、 の境の方茶屋町元町とをすべて三に分ちたれど、 保土谷町は、 當町以下岩間神戸帷子と列ね記すべきを、 相州境の方權太坂より、 保土谷町も昔は今の元町の所にありしを、 是より元町の名も起れり、 上岩間の方へ寄たる所にして、 東北上岩間町迄の 茶屋町元町 前條保

權太坂 となりしと、 **ひたる**者なりしかば、己が名を問はれしと思ひ權太坂と答へけるより坂の名 何の頃か旅人爰を過るとて、側にありし老農に坂の名を問しに、 て長き坂なり、 海道の内にて元町の南の方なり、 土人云傳へり、 故に街道往返の人夫此所を難所とす、 其地形十丈あまりも高く、 昔は一番坂と呼しが、 かの翁耳し

どの坂なり、 番坂とかぞへて呼しなるべし、この所は、 〇二番坂 權太坂の上にあり、 同じ續きなれば江戸より往ときに一番坂二 權太坂ほどにはあらざれどもよほ 坂

より相州の方境の地藏までは木いくらともなくならびたてり 元町の邊を流る、 水源は都筑郡今井村にて、 谷水落あひ小

【耳しひる】耳が遠い『広辞苑』

ての坂『編者』【二番坂】現在の光陵高校付近から境木にかけ

金澤橋へ出、 流るゝこと六丁ばかり帷子橋のもとにて帷子川へ入る、『巻巻〇里』 丁許をへて元町に來り、 又 (約五五〇m) 丁 許にして往來のうち中の橋を過て左にそひ、 海道の家の前より右の側へ V 水源の地名により川 'n 十丁程流れて 裏通りを

○土橋 の名をかく呼べり、 元町の内にありて今井川に架せり、 官よりかけらる ム橋 な ŋ

長

六間幅三間、 (約二m) (約五'四m)

大仙寺 三尺許、 寺寶 せり、 寂せり、 下鳥有となりしにより、 宮寺と號せしが、 眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、 西方山の三字を扁す、客殿は六間に八間共に南に向ふ、 いとふるき寺にして、 十王畫像一幅 此時山號寺號等も改めしとぞ、 保土谷町の 今是を開山とす、 當寺境内の外に除地三段二畝二十八歩境内の地につゝけり、 西側にあり、 紀伊國高野の子院高室院より寄附せりと云 圓融院の御宇天禄年中の起立にて、 昔の事はつたはらずといへり、 又遥の後寛文十年二月十日回祿にあひて記録以ばるか、からが(ことも) 海道より五十間ばかり西へ入てあり、 西方山安樹院と號す、 かくて法印は同き二十八年五月四日 村の舊記によるに、 本尊は彌陀の立像長 門は兩柱の間一丈、 神戸山惣持院神 古義 中質

鐘場 六尺ばかり、 阿彌陀堂 寶曆五年吉田家にこひて正一位の神位を授けらるといへり、ほうれき(、トニヨニ) 門を入て右にあり、 本堂の右の方にあり四間四方、 同所にあり小祠、 稻荷社 除地居山の内にて境内に續けり、 九尺四方、 西向なり、 阿彌陀は坐像にして 勸請の年代を傳へ

『編者』 【中の橋】現在の交通反則センター北西付近

【急情】(うゆう)可らないこと。 皆悪。『公辞花』焼けること。 火事。『広辞苑』【回祿】(かいろく) 火の神。 転じて、 火事で治会館付近にあったと言われる。『編者』【土橋】 現在の元町橋ではなく、 現在の元町自

【除地】 (じょち、よけち) 江戸時代、検地帳【烏有】(うゆう)何もないこと。皆無。 『広辞苑』

『広辞苑』 たは由緒により、年貢・諸役を課されない土地。 などの記載から除かれた土地。 領主の証文ま

(わきでら)。『広辞苑』 付属する小寺。塔頭(たっちゅう)。寺中。脇寺

境内にある。『編者』【道祖神社】二度の遷座を経て、現在外川神社

の居山なり、 間半に四間、 善通と云、 法諡妙秀日正といふ、 の日領を開山として起立せしとぞ、 山久遠寺末妙秀山善通院と號す、 ○樹源寺 當寺の山號院號は開山開基の法諡の字をとりし事知らる、 保土谷町の北側にて往還より十五間許退きてあり、 本尊三寶を安す境内の外に山一段一畝あり、 日領は明暦三年九月二十七日化す、 寛永五年の頃某氏の女の發願により、かんえい(古三) かの女は同九年五月二十三日歿せり、 これも境内つゞき かの僧の院號を 日蓮宗身延 客殿五

)石地藏 茶屋町のはづれにあり、 わづかの見捨地あり、

とよぶ、 岩間町見光寺の持なり、 にや 詳にせず、たけ臺坐ともに七尺ばかり、 (新)この 方東向なり、 〇地藏堂 東海道の内武相の境にあり、 前にわづかの石階あり、こゝにたてる石地藏はいつの頃のもの 堂下に旅人のいこふ茶屋あり、 故に境地藏と呼べり、 堂は萬治二年の創建にして、 土俗に堺地藏の茶屋 堂は三間四

鐘樓 堂の後にあり、 鐘は徑三尺ばかり、 安永九年二月の銘あり、

院なりしよし、 樹源寺の後の方なり、 いかなる故に廢せしや詳ならず、 今も寺號を以て其所の字とせり、 此寺の本尊とせし藥師は 眞言宗の寺

今樹源寺のものとなれり、

三月十九日清三郎吉次といひし者の覺書なり、 郡司を勤めしといふ、 舊家名主苅部淸兵衞 人なり、 北條早雲より氏直に至るまで五代の間仕へて、 清兵衞が先祖を豐前守吉重と云、 家に傳ふるいさゝかの記録を閲るに、 其文によれば豊前守吉次 當國久良岐郡 關東八箇國の 天和三年

地、証文による無年貢地以外の年貢負担のな【見捨地】(みすてち)江戸時代、朱印地・除【法諡】おくり名。

堂・宮・道・川・溝・稲干場・土取場・

【地蔵堂】境木地蔵『編者』 と表記された。はじめ検地帳に記されなかっと表記された。はじめ検地帳に記されなかったが、のち検地帳外書に記された。『広辞苑』たが、のち検地・火葬場などがこれにあた墓地・死牛 馬捨場・火葬場などがこれにあた

き、 守よりきこゑ上て、白銀そこばくを賜ひ、其身一代は帶刀すべく、 る事しらる、 とあり、これによれば豐前守が名乗の吉重としるせしはいよいよ誤な ちて農民に配分し、其内中保土谷町をば、自所持せりと云、又別に記せ 領せり御當代に至りて淸兵衞吉重うつたへて、上中下ともに石高を分 どが初 側に右三人の名乗は小泉次太夫が授けし所なりとあり、 兵衞吉重とつらねしるせり、三代同じ名を用ひしと云も誤あるべし、 今より以後子孫永く苗字を名乗べきよし免されて褒賞ありしとい **傳馬宿次の指揮もおこたらざりしかば、** 大橋山城守康忠、 領地を北條氏康より賜はれりと、 又彼記録に云、右の内苅部内膳と云もの神奈川領二又川にて、六箇所の 御打人の頃より御代官を勤めし人なれば、 は武州<mark>鉢形</mark>の城番をつとめしとあり、苅部出羽守吉重同修理亮吉重同淸 しものあり、其文には永祿十二年九月甲州勢小田原へ人數を出せしと 吉良左兵衞督義門居舘をこの近鄕蒔田に定む、其頃幕下に屬せしは、 の名なるにや又云苅部豐前守當所上中下ともに氏綱より賜りて 今の清兵衞が父淸兵衞の時年頃宿役のことに心をもちひ、 北見關加賀守滿賴、苅部豐前守泰則、 かの内膳と云は出羽守か又修理亮な 天明八年八月二十九日伊奈攝津 いよいようけがたき事なり、 多目周防守長宗 次太夫吉次は **つ**り、

夫をば下岩間町と呼ぶ、 ◎上岩間町 今は保土谷町の續きなり、 **萬治三年人夫役の事につきてうつたへしによ** 又帷子橋の次にも岩間町あり、

的な角馬出しがみられるほか、規模の大きな土に改修されたものと考えられ、後北条氏に特徴北条氏邦が本拠とした。現在の遺構はこのときが築いたとされ、山内上杉氏・藤田氏をへて、望む断崖縁に築城される。文明年間に長尾景春あった城館で、後北条氏の有力な支城。荒川に入野が城】(はちがたじょう)埼玉県寄居町に【鉢形城】(はちがたじょう)埼玉県寄居町に

すえ落城。『広辞苑』 上杉氏の豊臣軍に攻められ、一ヶ月の籠城の塁などが残る。天正一八年(一五九○)前田氏・

門が ŋ 隷すといへり、 伊 文は壬寅檢地増分とあり、 第に海道の 岐郡に屬せしが、 田原所領役帳】 奈半 知行二十三貫文、 保土谷町の地へ引移せしにて、 十郎忠治が家にて支配せり、 内 へ移りて、 に岡崎修理亮が知行六十五貫五百四文、 同 十章 以上の地皆久良岐郡岩間とあり、 四年あらためて當郡に屬せり、 ついに四箇町つらなりすべて保土谷の 壬寅は天文十一年なるべし、 もとは久良岐郡の村なり、按に この後元禄八年の檢地にも猶久良 この後人家も次 此内六十貫七百 御入國 又菊地鄉 0 後は 右衞 小

◎上神戸 り神 るにより、 町 神戸の地名おこりしなるべし、 間にはさまれば、 明の社の邊までなりしが保土谷とそこばくへだゝりて 町 慶安元年今の地へうつれりと云ときは、

けいあん(ご 左回!) 上神戸町は、 此二箇所ともに昔は今の帷子川土橋の 上岩間町の艮に續け ń 又下神 古神田なるにより 戸 便よからざ ほと 町 は り よ

金澤橋 高札場 所あり、 されど其名の起りし故は傳へず、 年中今の地へうつりしと云、 ◎帷子上町 金澤へかよう道ある故に、今此名あり、昔は神戸橋と云しと見ゆ、御普請所なり、 乾の方にあり、 それも昔は帷子川の邊今の古町と號する所にありしが、 岩間町の境にありて今井川に架す、 帷子上町は、 保土谷一宿の高札場なり、 上神戸町に續けり、 此帷子の地名は、 太田道灌の 長五間幅九尺、(約九四) (約二七四) この町も海道の内に三箇 古よりありし所なりと、 この橋の)側より

【太田道灌】室町中期の武将。歌人。上杉定正木工事を行ったところ。『広辞苑』、水の灌漑・用水、ならびに道や橋など、公の土その他の幕府領、および幕府の管轄した河川その他の幕府領、ごふしんどころ)江戸・関八州、

【平安紀行】に云ふ、

かたびらと名付る所にて

八六)『広辞苑』小六)『広辞苑』一四三二一城、河越城などを築く。主君定正に暗殺さの執事。名は持資(もちすけ)、のち資長。江

日ざかりはかたはだぬきて旅人の

汗水になる帷子の里

(廻國雑記) にかたびらの宿といへる所にて、

いつきてか旅の衣をかへてまし

風うらさむきかたびらの里

とあり、 境より今の如く来り、 て世々預り奉りしが、 艮のあたり片倉村の方へ入しなり、御打入の後は伊奈半 この頃の海道は今の道より乾の方にありて、 今は大貫次右衞門が御預となれり、 元町の内東の方へをるゝ所をゆかずして、 其道の次第は相州 田 間 を

小名

上町
上神戸町の方を云、

天文の頃のものにしか載たり、でんぷん(江西川)で見まり、のせ 十八間町 上町と十八間町との間を流、 上町の艮の方にあり、 今井川をもて堺とせり 按に昔は神戸川とも云しと見ゆ、

◎下神戸町 + 八間町の艮の續きにあり、 此所も土地變革のことはす

でに前に出せり、

其詳なる事は上に出せり、 ◎帷子田町 田町は下神戸町の艮に續けり、 此則帷子町の小名なり、これすなわち

見光き づ、 寛永六年起立す、此珂山は寛文十一年九月五日寂せり、沈然公本記書の書 長二尺三寸、 浄土宗にて江戸深川靈巌寺の末、大譽山珂山院と號す、 下神戸町と今井川との間にありて、 客殿六間半に五間半すべて南向の寺なり、 門は海道の方岩間町の内に出 本尊は彌陀の坐像 開山大譽珂山

○香象院 **帷子町の内にて海道より二十五間ほど引込てあり、** 古義眞言宗

明一八~一九)北陸・関東・東海・奥羽など【廻國雑記】道興准后著。一四八六~八七年(文

を廻った遊歴記。漢詩・和歌・連歌などを交

える。

『広辞苑』

起立す、 久良岐郡太田村東福寺の末、 本尊は不動の立像長、 在田山安樂寺と號す、 尺五寸ばかり、 客殿は八間半に五間門は海道 開山忠秀法印天正十一年

寺寶 愛染明王畫像一幅 弘法大師の筆なりと云、

の方にむかへり、

富士浅間社 境内に入て左の方にあり、 九尺に二間、 この社は芝生村の鎭

守とする所なり、

阿彌陀堂 山下にて字岸の下にあり香象院の持、

りしといへり、その餘變地の事は已に前に出せり、 ◎下岩間町 町迄は舊久良岐郡の地にして、 下岩間町は同町の艮にあり、 今井川を界としすべて岩間村の 上にいへる十八間 町よ 内な りこ

ŋ 世の事なれば果して其實をつたへしや否を知べからず、 鎭座なしけるやうにもいへり、 宮作りのことを起しけるといへり、 なれば別に歩數も定らず、 神戸町の鎭守とす、 の庄榛谷の峯に影向あり、 二十四年しるせしと云當社の縁起に、天祿元年 庚 午 伊勢太神宮武州御厨屋(፲፰፰፰) ○神明社 其後又下保土ヶ谷の宮林と云所へ移りたまひしかば、 この後二俣川の宮を假宿と號しけり、然るに嘉禄元年神託ありて 神戸町の内にあり、 四石一斗の御朱印は慶安元年に賜へりと云、(六一五場) じゅいん けいあん (二六四八) それより川井へうつりたまひ、 此餘田畑四ケ所皆此近きあたりにあり、按に天文 もとより天祿の影向と云ものは、 下岩間町まで大門通れり、 今神主がもとに傳ふる所は、 祭禮毎年六月十六日 同所八坂と云所に 又二俣川へ鎭座あ 今保土ヶ谷及び 社地も其内 この時始て いとふるき

三貝 の神。 (御朱印地) になると信じられていた。『広辞苑』 た。また、 恋愛を助け、 き、顔には常に怒りの相を表わす。近世では、 【愛染明王】(あいぜんみょうおう) 真言密教 六臂 (ろっぴ)、 愛欲を本体とする愛の神。全身赤色で、 俗に、 江戸時代、 遊女を守る神としても信仰され この明王を信仰すると美貌 頭に獅子の冠をいただ 幕府が寺社などに御

> 『広辞苑』 朱印状を下付して年貢諸役を免除した土地。

九月十六日、

大に鳥門は居 この所は前に今井川流れて一の鳥居より十二町ばかりをへだつ、 **兩脇にわづかの石垣あり、高さ二尺ばかり、** 神戸町の中ほど坤の方にあり、 木にて造れり、 上に竹の矢來をなせり、

石鳥居

拝殿 石鳥居より十二三丁程の間をへだてゝあり、

大門の内にあり

佐、 と云、 きの棟札あり、 己未年彌生とありて、っちのとひつじのとしゃよい 小野筑後守、 本社 星川鄕和山加兵衛、 棟札の文に云、 二間四方東南に向てたてり、この社は御打人の後再まで造營ありし 岡崎米田皆平柏木七九郎など交名見ゆ、 權大僧都覺祐としるせり、 武藏國榛谷御厨八鄕の鎭守、 小帷子足立久右衞門、苅部淸兵衞、 裏に但馬守越後守、 其年代は傳へず、 和田村田口平兵衞、 保土ケ谷神戸村、 又その後に修造のと 丹解和泉守家秀、 青木隼人 元元 和五

末社五坐相殿社 の五座の神を祀れり、 社地に入て左の方にあり、 豐受大神宮日神天神切部見目

四坐相殿社 社の後ろの方にあり、 本社の左の方にあり、 月神雨神風神山神等の 四坐を祀れ ŋ

全文を左に載す、 譲りしといふ、 神主岡田刑部 の神主として、 その文を見るにことごとく採用すべきにあらざれど、 世々祀事を司りしが、 刑部は世系もさたかならず、 社地へ入る所の左の方にをれり、 いつの頃か今の刑部が先祖へその職を 昔の小野新兵衞が書し縁起一卷 昔は小野新兵衞といふも 古きものなれば

『編者』 な正門。 (だい 神明大門は「長大門」 もん) 大きな門。 とも呼ばれた。 外構えの大き

【石鳥居】現在の神明社鳥居前、田中金魚店付近。 【矢来】(やらい)竹や丸太を縦横に粗く組んだ、 仮の囲い。

本社 この本社が平成八年まで継続。 同年摂

> 【交名】(きょうみょう)儀式、 社豊受大神宮の用材に。『編者』

た、その文書。連名書。散状。『広辞苑』 どに際して文書に人名を書き連ねること。 【權大僧都覺祐】大仙寺第八世住職。 元和七年 ま

従五位下伊豫守を賜う。 (一六二一)寂す。 【岡田刑部】文化二年 (一八〇五) 『編者』 『編者』』 白川家より

-32-

武藏國榛谷御厨庄之内

神戸神明濫觴之事

移、 我得鎭坐云、 吾出法性眞如都、 抑當宮之開起者、 土萬國光、 同所八坂云所奉祝二成、 厨庄之内、 御座所假宿云、從二俣川又下、 榛谷之峯影向、 中猶今當國當郡和光同塵、 其時彼少女之云、 假交分段同居之塵、 天祿元年庚午伊勢天照太神宮飛來給、 暫住給、 從其川井有御飛、 目顔浄布懸言、 然嘉祿元年乙酉、 保土谷宮林云所御影移給間、 以降埀一天四海跡、 守護一 從川井又二俣川御 御託宣云、 切衆生畫夜思也、 或少女託言、 武州御

伊勢の神こゝに飛くるしるしには、

うつす御影をおかめもろ人

相似、 爰神戸橋云、 社之靈地少不違、 給者歟、 堂稱神照寺、 明 奈川前云、 五十鈴川、 稻荷天神、 少女様々自託給時、 郡之守護神、 御伊勢御正體申下、 肆法企之勤請成自然之宮立質也、 末社雨宮、 有二見浦、爰宮崎云、 是小帷川云、 山王、 其外外宫、 弘法大師御作之愛染明王今御坐、 別者御厨八鄉之鎭守也、 先有高間原、 見目等也、 風三郎殿、 天光物飛散、 宮造在所號神戸、 有御裳濯川、 内宫、 倩見此地形體、 切邊之王子、 有大橋、爰小帷橋云、 是宮原云、宮川是神戸川云、 山田三方、 雷電鳴渡、 爰古部川云、有大湊、 依之武藏二十四郡之内、 神宮寺名滿福寺、 爰以昔年七十五度有祭 宇治、 日王子、 故今二成奉祟、 伊勢國渡會郡 是則顯深之本地 朝熊嶽之景地 有字治橋、 高根明神、 經藏 有

祀田、 殊者國守武運長久御威光倍増之旨、 代到被付社領、昔不替相奉幣彩費無怠慢、 領被間、 二十五人之有社人、 上處如 此外五度之御供免、一二三四之有禰宜、 其形計也、 六口之有供僧巫女、 加様之旨趣、 御上意様江、 可奉祈者也、 奉勤天長地久御願圓満、 斯上代雖美々敷、 有神主、 被立御申、 仍乍恐神主等 有八乙女、 如先 今神

件 天文廿四年乙卯年潤十月吉日

渡會氏朝臣神主在神

謹上御奉行所御申上 丹下氏

小野氏

◎帷子町 り、 此地の異名のやうに思へども、 及べり、 天文の頃のものにも小帷川小帷橋の名見ゆれば、古はかく書し事と見ゆ、 八百七十文を太田新六郎が知行せるよし、 又村の記録にも元祿の頃までは小帷としるせしもの見ゆ、 土人或はこゝを小帷と號す、 此町は帷子川を界として下岩間町に隣り、 【小田原所領役帳】に小帷としるし、 永禄年中小机 【小田原役帳】 の内小帷九十 艮の方芝生村に にのする所な 今は土人 一貫 又

小名 川岸町 帷子橋の邊なり、

帷子川 岩間町の界を流る、 その詳なることは下に出せり

)帷子橋 帷 子川に架す板橋にて高欄つきなり、 長十五間幅 三約五四四四

御普請所なり、

牛頭天王社 帷子川の邊繩手にて江戸の方より宿へ入所の右にあ 相傳

社(八坂神社)や尾張津島大社などの祭神。【牛頭天王】(ごずてんのう)仏語。京都祇園の神明社縁起書。『編者』

【牛頭天王社】現在の橘樹神社。『編者』という。祇園天神。『広辞苑』という。祇園天神。『広辞苑』の垂迹さらに素戔嗚命(すさのおのみこと)の垂迹もと祇園精舎の守護神といわれ、薬師如来、

内遍照寺もち、 りて拝すと云、 秘物なればとて後へそむけて坐せり、 のたびごとに、 にて取あげ、 ふ當社の神體はもと佛向村の内實寺と號する寺にありしものなりしが、 の間破却せられし頃、 今の所へ社を造りまつれりと、 彼三人の子孫進退せりと云、 拝殿は三間に二間これも東向なり、 此神體帷子川へ入て流れ來りしを、 故に祈願の事ある者は社の後の方へ廻 本社七尺四方、 此によりて今も社修造の後遷坐 例祭六月十五日なり、 其邊の百姓等三人 東に向ふ、 戰争

藏王權現の五社なり、 末社五坐相殿社 本社 小祠、 の左 0 方にあり、 Щ 王權現天神三寶荒神第六天

せり、 四坐相殿社 本社の右の方にあり、 御嶽權現稲荷八宮辧財天のみたけごんげん 四坐を合祀

勸請の年代 詳 ならず、かんじょう 三十三間程入てあり、 牛頭天王社にならびてあり、 其社地は帷子町 村内香象院寺持、 に !屬す、 江戸 の方より宿 小祠なり、 ^ 入る所 前に鳥居を立、 の右側、

耕地 地の字及び山川以下并て此に記す、 四箇町皆屬する所の耕地あれど、 總て是保土ケ谷宿に隷い す、 故 に耕

田ノ上 兵庫丸と云へる所あり 帷子町の地内にて北の方なり、 このところに

あ下 是も北の方なり

中オフナ 是も亦北の方にあり、 畔のことをおふなと云、 大路と云心か、

川邊通り 帷子町の北の方にあり

阿彌陀前 街道へ入る所の右の方にあり

溝添 原田 神戸町北うらにあり 北の方なり、 以上の六箇所は皆帷子町に屬せり、

芝ケ 谷 神田 寺坂谷

以上の四箇所神戸町 の北うらにあり

『編者』

【神明宮】

道上

西の方にあり、

中通道 東の方にあり

町の

北うらにあり

原 H

岩間町の東の方にあ

關西 是も東の方にあり

町裏 關西 の邊にあり、

殿田 岩間 の東うらにあり、

十三塚 此地に十三塚と呼ぶ古塚あり、 故に此名あり、

十三塚と唱ふるもの所々に殘れり、 已に其條に

辦せし所なればこゝには云はず、

帷子川 町にては用水となれり、 を流れ、 て同郡白根村の池水、 へ出夫より二 丁餘り下にて往還通り帷子橋へ出、十 丁程にして芝生村地境、***・ 《約171/589 *** 」。 一條となる、 水源は都筑郡川井村大貫と云所のわづかなる谷川、紫紫 神奈川下より海へ注ぐ、 そこより帷子川と唱ふ、竹の下より三十町ほど流れ、 及び同郡菅田村金草澤の谷水竹の下と云所にて合してかった。 水源より此所迄川路三里許、 二里ばかり流れ この水帷子 古町土橋

〇今井川 西の方都筑郡今井村より流れ來り、 耕地 の間を過て 保土ヶ谷町

に入る、

岩間原 は開發して畑とせしもの多し、 岩間原の東にあり、 廣さ段數を以て云はゞ十丁許もありしが、 【回國雑記】に岩井の原を過ることを載て歌いないと

りもち井坂すりこはち坂などをこへたることを記せしなれば、 すさまじき岩井の原をよそにみて、 結ぶぞくさの枕なりける、 岩井原はこの それよ

岩間原のことなるにや、 しばらくこゝにしるして後の考をまつのみ、

○薬師堂原 宿より西北の方なり、廣二丁程、ひるなは(六千坪) 昔程ヶ谷町法禪寺持の藥師

遷座。 同所にあった塩田稲荷を西久保町の杉山社に 【塩田稲荷】(しおだいなり)相模鉄道敷設の時、 【鹽田】(しおだ)現在の相模鉄道西横浜駅付近。 在相鉄グループの守護神。 また相模鉄道西谷保線区内に分祀。 『編者』

> 域ケアプラザ付近。 【藥師堂原】現在の市営岩崎町住宅及び岩崎地 金草沢というバス停あり。 【金草澤】(かなくさざわ) 『編者』 『編者 千丸台団 地近くに

堂ありしゆへこの名ありと云、

〇八町野 宿より西南の方なり、 廣三十丁餘、 以上の二ヶ所は保土ヶ谷町

の分なり、

帷子町の内字古町通にあり、長二百三十間堤上の幅四峰子町の内字古町通にあり、長二百三十間堤上の幅四

神奈川青木町にて用水とす、

杉山社 鳥居をたつ、其前に石階あり、 末社小机稻荷社 て長一尺ばかりなりと云、本社八尺四方にして一間半に三間の上屋あり、『命』の『 古社なれば當社もかの神社を勸請せしなるべし、本地は不動の坐像にし 宿の東の方下岩間町の内にあり、海道よりは二丁ばかり巽の方にあた。 本社の左の方あり、 例祭は年々九月二十八日なり、 當所圓福寺持、

貞 享 元年武州久良岐郡岩間村とかけり、じょうきょう 二六四 さ二間四方、 よりて今も岩間町の内に屬せり、 ○八幡宮 宿の南西の方永田村の境によりてあり、昔は久良岐郡の内なり、 神體は木像にて長八寸許、東帯して坐せる貌なり、 社地は小山の上にて北に向へる社なり、 今の社は古き造營にはあらず、 社前に石階二段ありて其下に鳥 相傳ふ花 棟ながれた

居をたつ、 村内安樂寺持、

窪き所あり、 菊水觀音出現跡 して平癒し、 或は眼病を患ふるものこの水にてあらふ時はしるしありと云、 この底に清水をたゝへきわめて清冷なり、 鳥居に向て右の方なり、楠一株ありてその根の際に小し、 病者常にこの水を服

【東帯】(そくたい)律令制以降男子の朝服。 を式内社という。武藏風土記稿中、 【かの神社】延喜式神名帳に「武藏國都筑郡一 るもの。堤防の類。 【水除】(みずよけ)水を防ぐために設けてあ 【八町野】権太坂二~三丁目付近。『編者』 天皇は即位以外の晴れの儀式に、 内社か未だ定説なし。『編者』 南多摩郡に六社、計七十二社あり、 二十四社・橘樹郡に三十七社・久良岐郡に五社・ 杉山神社」とあり。神名帳所載の神社 『広辞苑』 臣下は参朝 何れが式 都筑郡に

また外観。『編広辞苑』 【貌】(ぼう)かたち。すがた。 平緒(ひらお)を着用する。『広辞苑』 とうず)・靴等で、武官と帯剣勅許の文官は剣・ きたい)・帖紙(たとう)・笏(しゃく)・襪(し 襲(したがさね)・衵(あこめ)・単(ひとえ)・ 中心となる構成は冠・袍・半臂(はんぴ)・下 服。その形状、構成は時代により変遷があるが、 の時をはじめ、 表袴(うえのはかま)・大口(おおくち)・石帯(せ 大小の公事に必ず着用した正 みめ。容貌。 顔色。

天徳とくいん 尊地藏長一尺五寸の坐像なり、 松院末、 興開山なるべし、 然るに宗艦は寛文元年 神戸町の内往還 神戸山と號す、天正元年の起立にして明玉宗艦と云を開山とす、 客殿七間に五間前に石階あり、 坤の方へ五十間許を隔てゝあり、 四月二十二日寂すと云ときは時代たがへり、恐は中四月二十二日寂すと云ときは時代たがへり、おきく 此腹内に一寸八分の地藏の像あり、はらぬち(約五四四) すべて東南にむかへり、 曹洞宗小机村雲 是は運慶

の作なりと云傳ふ、

を安す、 あり、 ○滿願寺 〇大蓮寺 背後の方に法禪寺といひし寺ありて、 州南龍院殿の母公養珠院殿の、 りは百間許を隔つ、 御紋をつけたり、 十三年の起立なり、 五年の起立なり、本尊は閻魔にて長二、尺菴室の如き藁屋に安ず、東に向へり、(1500) きゅう 長一尺五寸の坐像なり、この像の來由を尋るにもと保土ヶ谷樹源寺の(新聞用目) 日蓮宗にて房州小湊誕生寺末、 鬼子母神の像あり、 これも神戸町の内にて、 此も神戸町の内古町通神明社の傍にあり、 此日圓は正保二年寂す、 これも雲松院末閻王山江月院と號す、 其餘日蓮の像は日保の作にして祖師 かの寺へ寄附せられしものなりとて、 かの寺に安置せり、 海道の坤の方、二丁ばかりを隔てゝ 妙榮山西孝院と號す、 客殿四間に四間半本尊三寶 坤の方にて海道よ いかなる故にか紀 開山永舟慶長 開山日圓慶長 の開眼なり

三十番神妙唱大明神合社 客殿に向 ひて右の方なり、

〇圓福寺 村東福寺の末にて羯摩山密藏院と號す、 岩間町の内にて海道より百間許を隔つ、 開山僧眞元後花園院の御宇永 古義眞言宗久良岐郡太 き

【滿願寺】文久年間に天徳院に合併。『編者』 【本室』(あんしつ・「あんじつ」とも)木で造り、 屋根を草で葺いた小さな仮の家。僧侶や世捨 屋根を草で葺いた小さな仮の家。僧侶や世捨 「た中苑」 「大の住居。転じて、主に尼僧の住まい。あん。 いわれ。来歴。由来。らいゆう。『広辞苑』 いわれ。来歴。由来。らいゆう。『広辞苑』

気比、 祇園、 八幡、賀茂、松尾、大原野、春日、 た考え方。第一日目から、 日蓮宗で信仰されたもので、 守護神として著名。 津の各神をあてる。 小比叡、聖真子、客人、八王子、 赤山、建部、 気多、 鹿島、 北野、 『広辞苑』 三上、兵主、 はじめ天台宗で、 熱田、 江文、 本地垂迹説によっ 平野、大比叡、 稲荷、 貴船、 諏訪、 広田、 住吉、 吉備

二年の起立なり、客殿六間に五間乾に向ふ、(1型10) きりゅう 本尊は地藏の立像長一尺五寸ば

かり、 境内の外に居山五段三畝十歩寺地へつゞけり

三丈ばかりも高き所なり堂の前より望めば神奈川をはじめ所々(愛先思) 金毘羅社 寺の後の方にあり、 九尺に六尺の社なり、 前に石階あり、 の山々眼中に

入りて眺望いと美なり、 この金毘羅は近き頃祀りしと云り、

けるが、 寺末、 〇福壽寺 腹にして境内へつゞきたる所に居山六畝十五歩の除地なり、 **久良岐郡戸部村の境によりてありしを、** して長三尺、 岩間山と號す、 いかなる故にか當寺を菴室の地へ引移せしといふ、 岩間町の内宿の背後南の方によりてあり、 客殿六間に四間半南に向へり、寺僧の話に二十四五年前までは 開山光菴明應 二 年・ 其頃當所には蓮求菴と云菴室のあり 九月六日寂せり、 臨済宗相州鎌倉建長 本尊彌陀立像に この地は

稻荷天神合社 門を入て右の方にあり前に鳥居をたつ、

辨天社 同じほとりにあり、 石にて作れる小祠なり、

きに居山一段九畝あり、 せり、客殿五間に七間すべて南向なり、 又菊水觀音の像あり、立像三寸許、此は八幡の社地より出現すと云、境内つゞ 良岐郡太田村東福寺末、 〇觀音堂 ○安樂寺 福壽寺の前にあり、 これも岩間町の内にて宿より東南の方に當れり、古義眞言宗久 金岸山櫻壽院と號す、 堂は二間に二間半、 本尊は彌陀坐像にして長一尺九寸許、 開山僧弘辨は天文四年 十一面觀音の立像を安ず、

寺賓翁面一枚

牛頭天王社 今は社なくして暫く假いなべんのうしゃ こゝに社ありしと云、承應四年四月社の草創あ 今は社なくして暫く假殿に安ず、 神體白狐に乗たる像にて長三寸ばかり、(約ヵ世) りしときの 岩間町の鎭守にして昔は 棟札あり、

一定しない。大物主神はこの垂迹(すいじゃく)装し、忿怒(ふんぬ)の姿をとるが、持物は一つ。また、仏法守護の夜叉神王の上首。武【金毘羅】(こんぴら) 仏語。薬師十二神将の

れている。『広辞苑』 象頭山(ぞうずさん)の金刀比羅宮にまつらの姿といい、海神として信仰され、香川県の

年々六月七日なり、 神體は長九寸ばかりの立像なり、 旅 が 別 四箇所下岩間町

間に 〇遍にように りついに此寺の物となりて本尊とせしと云、 師の作にしてもと郡中佛向村寶寺金堂の本尊なりしが、 再興せしにより此を中興開山とす、 醫王山延壽院と號す、 四間半巽に向ふ、 帷子上町の北裏にあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、 前に石階あり、 開山の年代を傳へず、 本尊は藥師なり、 長二尺八寸の坐像なり、 其後賢海といへる僧寛永十 年 相傳ふ此本尊は弘法大 彼堂破却の後他へ傳 客殿四

六尺ばかり、 墳墓十三塚 なるべし、 間許のわたりなり、 のわたりなり、 いかなる故に築きしと云事を知らず、 保土ヶ谷町の内相州品野村の境によりてあり、 此地の字を十三本塚と云、 これを大將塚と呼ぶ、 左右に六づゝあり、 其餘十二は敷九尺あまりに高さ 恐らくはかの供養塚の 此地は三間 中の 一塚は三

◎芝生村 間 は海邊に出てアサリ蛤の類を拾ひ、 民居の外は杉を並木となせり、この邊のものは耕作のいとまには、然語が は砂交り黑土にて田多く畑少し、 南北十丁許、 に向ひ、 かゝりては小山そばたち、 庄とも云しなどいへば、 町に隣り、 其外は帷子川を隔て久良岐郡戸部尾張屋新田の二村及郡内岩 芝生村は郡の南にあり、 西は帷子町に境ひ、 中央に東北の間より西南に通じて東海道中貫けり、 まちまちにしてさだかならず、此邊西より北 東南は平地なり、 北も帷子町青木町に並び、 民戸百九軒海道の左右に立つゞけり、 これも榛谷庄の内なり、 女子は木綿布を織ることをもて業ののよう 四境をいはゞ東南の方は海 又往古小机 東西五丁 土地

【尾張屋新田】尾張屋橋がその名残。『編者』ておく所。おたびしょ。旅の宮。『広辞苑』でおく所。おたびしょ。旅の宮。『広辞苑』とない、した神輿(みこし)や神体を一時とどめば所】(たびしょ)祭礼のとき、本宮から渡御(と

土中より大量の貝殻を発見した。『編者』後半)現帷子橋付近の新流路開削工事中に、後半)現帷子橋付近の新流路開削工事中に、

りて、 ことあり、 ų 伊奈半左衞門が承りにて檢地をなせり、 伊奈半十郎支配所なり、元祿八年命を奉じて安藤對守重治が檢地せし 芝宇と云は此芝生ならんか、 とせり、 二一年閏正月十一日武州芝宇宿にて寂せしよし【遊行歴代記】に見ゆ、『神歌』 夫もまさしとは云がたし、 今は大貫次右衞門光重が支配所となれり、 此村開發の年代を傳へず、按に一遍上人五代師阿上人正 其後又新田の地出きてその所は寶永十一年安永五年の兩度 もしさあらんには舊くより起りし村なら 御入國の後は御料にて、正保の頃は それより度々御代官の變代あ

高札場 村の南にあり

谷戸 北の方にあり

庚申塚 西北の間にあり

垳ff 山下 東南の間海邊にあり

カクレ 谷戸北方淺間の後にあり

淺間下 青木町境より淺間の宮の邊を云、

三家 淺間下の隣りを云

追分 三つ家の坤なり、

大久保山 〇藥師堂山 西の方帷子町の境にあり、 海道の西北にあり

けしかば、 と土人傳へり、 ○袖スリ山 旅人この山の麓にそひ袖をする許りにありきしかばかくとなへし 保土ヶ谷宿香象院に元祿十四年にしるせし淺間の縁起あり、 藥師堂山の並にあり、 そのかみはこの邊まで磯にて波うちか

其中に袖磨山の名見ゆるは、 則この山なるべし、 この外村内に小山あり、

帷子川 づれも村民の居山にてさせる名はなし、 幅廣きところは二十間許、「納里天田」ばかり 村の南久良岐郡の境を西より東へながれ、

村内を經ること五百間、(約九〇〇m)

松原商店街駐車場付近

○浪除堤 れば浪除となし、 南の方より東へわたりて、 五百間は帷子川に接したる所なれば川除の堤とせり 五百九十間、 その間九十間は海邊な

富士淺間社 ず、 あるにより、 院に納めたれば其寺の持也、按に元禄年中になりし淺間の宮 并 人穴の縁に対める。 まるまる こかべきしょり しき間の宮 がいません あない 民らが財寶など入るゝ爲の用に備へし穴なるも知るべからず ふるまひなす野ぶしなど云もの、 此所へ來り住んと思ひしもの小山の麓などうがちて穴居せしあとにもやある も其一所なるべし、 起と云ものあり、妄涎の説にして取べき事なし、思ふに此社の 傍 昔より穴 小山の上に社あり、二間に二間半、 又此古穴を人穴など云により、 いづれかゝる穴は此邊に所々ありて、何れも土人附會の説をなせり、 昔武藏野には<mark>白浪</mark>多かりしなど古き物にも見ゆるは、 江戸の方より海道の入口右にあり、前に鳥居を建つ、東南に向ふ、 世に名高き富士の人穴のことを思ひ合せてかゝる説をなせしに 此ほとりは昔の武藏野の末にて人家もまれなりしころ、 かゝる所をすみがとなせしにや、 富士淺間の社を祝ひそめしも知るべから 是は西南に向ふ、 神輿は郡内帷子町香象 かくよからぬ 又別に土

末社妙見社社に向て左にあり小祠

○神明宮 の口 五 尺 餘 其内低き所二坪 許 深さ一間餘、(約1:五m)あまり (約1:五m)あまり 人穴二所 小名三つ家の右の方の山上にあり、 一は本社鳥居の内石階少許を上り、 一は石階の腹右の方にあり、 社は九尺に一丈東北に向ふ、 左の方山の半伏にあり、

是も香象院持、

の百姓權左衞門が先祖にて、 村の南にあり、 海東山と號す、 法號を心無道安と云、 臨済宗鎌倉建長寺の末、 萬治三年二月十六日 開基は此村

【浪除】波をよけること。また、そのための施設。【浪除】波をよけること。また、そのための施設。【「富士浅間社】現在の浅間神社。『編者』(「八六」(ひとあな)火山のふもとなどにあるほら穴。 溶岩流の表面部が凝結した後に、内ほら穴。 溶岩流の表面部が凝結した後に、内により押し広げられてできた空洞。 昔、人がにより押し広げられてできた空洞。 古、人がにより押し広げられている。また、そのための施設。「人穴」が有名。『広辞苑』

(安誕)(ぼうたん)言説に根拠のないこと。また、 【白浪】(しらなみ)(後漢書霊帝紀に見える、 黄巾の賊の残党で西河の白波谷に籠って掠奪 をした「白波賊」の、「白波」を訓読していう)

間台付近。『編者』【神明宮】現在浅間神社境内にあり。旧地は浅

地藏堂 が、 權五郎景政が守り本尊にて、目洗藥師と云坐像丈三寸五分聖徳太子の作なり、」というのが書き せし頃は藥師の堂ならん、今の客殿七間に五間こゝに安せし薬師は、 興の開山か、 三年二月十八日示寂せしといへば、 死せり、されど村の記録に當寺の開山は佛壽禪師と載たり、 は中興の開基なるべし、又村老の傳へには大空呑海和尚とも云へり、 天正年中今の地へ移りて一寺となれりと、さあらんには佛壽禪師の起立のは祖子の一 客殿に向ひて右なり、 この寺は海道の右藥師堂山にあり、 石の立像たてり、 何れをそれと定めたらんにも、 其頃は薬師を置る庵なりし 此禪師は文和 心無道安 是も中

しなど云へば、 舊くよりありし社なるべし、

社宮司社

客殿に向て左にあり、

當寺の境内ももと此宮の爲に免除せられ

新編武藏風土記稿卷之六十九卷

名残か。『編者』 【社宮司社】南浅間町にある社宮司公園はその